

広島県告示第九百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和六年十月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和六年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道虫道廿日市線	廿日市市玖島字上吉末八九八番一地从から廿日市市玖島字下吉末九七〇番一地从先まで	令和六年一〇月一〇日